

育児・介護休業法改正セミナー

参加無料

講師

秋田働き方改革推進支援センター センター長 金谷 圭

育児・介護休業法が改正され、この4月1日から有期雇用労働者の育児介護休業取得要件の緩和等が施行されています。さらに、労働施策総合推進法のパワーハラ防止対策が中小企業にも義務付けられました。改正ポイントについて解説いたしますのでどうぞご参加ください。

| | | |
|---------|--|---------------------------------|
| 会場 | 潟上市商工会 (潟上市昭和久保字元木田12-1) | 湖東3町商工会 (南秋田郡五城目町西磯ノ目1丁目3-1) |
| 日時 | 6月22日(水) 13:30~15:00 | 6月24日(金) 10:00~11:30 |
| 内容 | 育児・介護休業法 (有期雇用労働者の育児介護休業取得要件の緩和、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知等) 労働施策総合推進法(ハラ防止対策) | |
| 参加希望日に○ | | |

※ セミナー終了後、個別相談会を開催致しますのでお気軽にご相談下さい。

FAX 018-823-3883 (秋田働き方改革推進支援センターあて)

| | | | |
|---------|--|-------|--|
| 事業所名 | | お名前 | |
| 所在地 | | | |
| 電話番号 | | FAX番号 | |
| メールアドレス | | | |

※ 開催日の2日前までに申し込みください(定員に達した場合は期日前に締め切ることがあります)

■ メールによる、セミナーや法改正情報の案内を希望しますか? はい いいえ

※ 新型コロナウイルス感染予防のため参加者の皆様にもマスクの着用・手指の消毒をお願いします。体調不良、体温が平熱より高い場合には参加をお控えください。
 ※ 受講者から新型コロナウイルスの感染者が出た場合に備え、参加者全員の氏名、連絡先を確認させていただきます。感染拡大防止のため、保健所等から参加者名簿の提供を求められた際には提供することがありますので、受講はその同意が得られる方に限ります。なお、このこと以外の目的に使用することはありません。

問い合わせ先

秋田働き方改革推進支援センター
TEL : 0120-695-783
秋田市大町3-2-44

潟上市商工会
TEL : 018-877-3456
潟上市昭和久保字元木田12-1

湖東3町商工会
TEL : 018-852-3460
南秋田郡五城目町西磯ノ目1丁目3-1